

平成 21 年度

財政援助団体並びに
公の施設の指定管理者
に対する監査報告書

登米市監査委員

第1 監査の概要

地方自治法第199条第7項の規定に定める財政援助団体等に対する監査の概要は、下記のとおりである。

1 監査の実施団体

【補助団体】

No.	監査対象団体	所管課
1	みやぎ北上商工会	産業経済部商工観光課
2	登米市和牛ブランドづくり推進協議会	産業経済部農産園芸畜産課

【指定管理者】

No.	監査対象団体	管理施設	所管課
1	社会福祉法人 登米市社会福祉協議会	石越福祉センター、石越デイサービスセンター及び石越認知症高齢者グループホームほほえみ	福祉事務所長寿介護課
2	株式会社 みやぎ東和開発公社	東和物産館及び東和活性化施設	産業経済部商工観光課

2 監査の実施期間

平成22年1月19日（火）から平成22年1月21日（木）まで

3 監査の方法

補助団体等の平成21年度の業務及び財務の執行状況について、関係書類の提出を求め概要の説明を聴取し、監査を実施した。

公の施設の指定管理者は、定款、規程、事業計画書、平成20年度決算書及び平成21年度予算書、総勘定元帳ほか経理関係諸帳簿及び業務報告書などの関係書類の提出を求め、協定書に基づいた管理業務等が適正であるかを関係者から概要の説明を聴取し、監査を実施した。

所管課は、補助金等交付に係る一連の関係書類と指定管理は協定書の提出を求め、関係諸規程に基づき事務執行が適正かつ効率的であるか、さらに団体等への指導監督が的確であるかを、関係職員から概要の説明を聴取し、監査を実施した。

第2 監査執行者

監査委員 星 紘 毅
監査委員 清水上 芳 江
監査委員 庄 子 喜 一

第3 監査の結果

提出された関係書類に基づき監査を実施した結果、関係団体並びに所管課の出納その他関連する事務はおおむね適正に執行されていると認められた。

第4 監査による意見

関係団体及び所管課の補助金等交付に係る事務で、改善及び検討を要するところが散見された。今後も、相互に協力し適正かつ効率的な事務の執行に向けて、一層の努力を望むものである。

なお、それぞれの監査概要及び指摘・改善事項等については、以下のとおり個別に記載した。

第5 監査実施団体ごとの概要等

1 補助団体

- (1) 団 体 名：みやぎ北上商工会
補 助 金 名：登米市商工会補助金 14,375,000 円
所 管 課：産業経済部商工観光課
監査の期日：平成22年1月21日
監査の場所：監査委員事務局監査室

【概要】

当該団体は、中田、登米、東和、津山の4町域の商工事業者によって組織され、会員数は872人（総会時点）で、事務局体制は本所及び3支所で構成されている。

補助金は、地区内の商工事業者の育成と地域振興及び安定を図るため、みやぎ北上商工会に対し交付されたものである。補助対象事業は、経営改善普及事業と地域総合振興事業である。

団体では、補助金の交付要綱の趣旨に沿った事業が行われているが、補助金に係る出納及びそれにかかわる事務の一部で、改善を要する事項が見られた。

所管課では、立入検査等の現地調査を行うなど団体の把握に努めているが、補助金等交付に係る事務で一部適切さを欠く処理が見られた。このことについては、補助金等交付規則及び登米市商工会補助金交付要綱に基づき適切な事務処理を行うとともに、今後も団体の指導・監督に努められたい。

詳細は、下記のとおりである。

【指摘・改善事項等】

- (団 体) ①補助金等交付申請書の提出期限及びそれに係る添付書類については、登米市商工会補助金交付要綱第4条に基づき適切に処理されたい。
- (所管課) ①補助金等交付に係る事務で、決裁文書の決裁日と通知文書の日付の不一致が見られたので、適切な事務処理をされたい。
②団体からの補助金等交付に係る事務処理で、登米市商工会補助金交付要綱第4条に基づき適切に処理するよう指導されたい。なお、今後実情に合わせた要綱の見直しなど検討されたい。

- (2) 団 体 名：登米市和牛ブランドづくり推進協議会
補助金等名：登米市和牛ブランドづくり推進協議会負担金 4,000,000 円
所 管 課：産業経済部農産園芸畜産課
監査の期日：平成22年1月20日
監査の場所：監査委員事務局監査室

【概要】

当該団体は、登米産和牛の統一ブランドを構築するため、平成18年11月に設立された。市及びみやぎ登米農業協同組合並びに生産者組織等との連携の下、繁殖・肥育和牛の生産拡大とブランド化を図り、販売促進などの向上に資することを目的として活動している。

当該団体及び所管課の負担金交付に係る出納並びにそれにかかわる事務は適正に執行されていた。協議会の運営においては、所期の目的が達成されるよう計画的な事業展開を図るとともに、当該団体の規約に基づく適正な運営に努められたい。

平成21年度は、負担金として400万円が交付されている。

- 予算現額 5,000,000 円
 - 負担金請求額（請求年月日）4,000,000 円（平成21年5月28日）
 - 負担金支出額（支出年月日）4,000,000 円（平成21年6月5日）
- 詳細は、下記のとおりである。

【指摘・改善事項等】

- (団 体) ①規約に定める収入予算が一部計上されていない。協議会の実態に即した規約の改正も視野に入れ、今後検討されたい。
②会計処理規程の出納に関する条項について、適宜見直しを検討されたい。
③団体事務局としての事務分掌及び決裁規程を定め、適正な事務処理に努められたい。
- (所管課) ①事務局を農産園芸畜産課内に置くとする規約により、補助申請事務及び会計事務等庶務を同課内で行っている。団体との位置づけを明確にし団体の指導・監督に努められたい。

2 指定管理者

- (1) 団体名：社会福祉法人 登米市社会福祉協議会
補助金等名：指定管理委託料 2,278,000 円
指定期間：平成 21 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日
所管課：福祉事務所長寿介護課
監査の期日：平成 22 年 1 月 19 日
監査の場所：監査委員事務局監査室

【概要】

当該法人は、地域福祉の推進を図ることを目的として、高齢者及び障害者の在宅生活を支援するため、ホームヘルプサービスや配食サービスなど様々な地域福祉活動を行っている。

平成 18 年 9 月から石越福祉センター、石越デイサービスセンター及び石越認知症高齢者グループホームほほえみの指定管理者として管理業務を行っている。平成 20 年度で指定管理期間満了となり、平成 21 年度以降の継続を平成 20 年 9 月市議会定例会で議決された。

協定書に基づく管理業務及び出納それにかかわる事務は、適正に執行されていた。当施設は地域にとって重要な施設であり、今後も適切な管理運営を継続されたい。

所管課では、協定書に基づいた業務報告書及び指定管理者モニタリング実績評価調書などから業務の履行・確認を行っている。今後も評価・検証に努められたい。

詳細は、下記のとおりである。

【指摘・改善事項等】

(団 体) ①特に指摘すべき事項はみられなかった。

(所管課) ①今後も、提出された事業報告書等について内容を的確に精査し、指定管理者に対し常に適正な管理業務をされるよう指導・監督に努められたい。

- (2) 団体名：株式会社みやぎ東和開発公社
補助金等名：指定管理委託料 7,366,000 円
指定期間：平成 21 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日
所管課：産業経済部商工観光課
監査の期日：平成 22 年 1 月 21 日
監査の場所：監査委員事務局監査室

【概要】

当該法人は平成 3 年 7 月に設立され、地域資源を活用した特産品の開発、加工、販売や物産館等の経営管理をしている。平成 18 年 4 月から市の指定管理者として東和物産

館及び東和活性化施設の管理業務を行っている。平成20年度で指定管理期間の満了となり、平成21年度以降の継続を平成20年9月市議会定例会で議決された。

施設の利用は、東和物産館（愛称：林林館）では陶芸教室の開催及び工芸品等の展示、東和活性化施設（愛称：森の茶屋）では道の駅として利用され、レストランでの食品の提供や農産物等の販売が主なものである。また、三陸縦貫自動車道登米インターチェンジが平成21年3月22日に開通したことにより利用者の増加が見られた。

協定書に基づく管理業務及び出納それにかかわる事務は、適正に執行されていた。市としても重要な施設であり、今後もさらに充実した管理運営に努められたい。

所管課では、協定書に基づいた事業報告書及び指定管理者モニタリング実績評価調書などから業務の履行・確認を行っている。今後も評価、検証に努められたい。

詳細は、下記のとおりである。

【指摘・改善事項等】

(団 体) ①特に指摘すべき事項はみられなかった。

(所管課) ①今後も、提出された事業報告書等について内容の精査を的確に行い、指定管理者に対し常に適正な管理業務をされるよう指導・監督に努められたい。